

国地契第84号
国官技第279号
国営計第107号
平成27年3月6日

最終改正令和3年3月31日 国会公契第68号
国官技第416号
国営計第168号
国営整第229号
国北予第85号

各地方整備局総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

工事費内訳書の提出について

工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）、「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）、「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われてきたところであるが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の改正に伴い、今般、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、下記のとおり競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めることとしたので、通知する。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

記

- 1 対象工事
競争入札に付する全ての工事において工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、以下①（営繕工事にあつては②）に示す形式（以下「提出形式」という。）とする。

- ① 数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。
- ② 数量書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

3 工事費内訳書の提出を求める旨等の明示

この通知に基づき工事費内訳書の提出を求める工事については、次に掲げる事項を入札説明書又は指名通知書（工事希望型競争入札の場合にあつては、送付書類）に明記するものとする。

- ① 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨
- ② 提出形式
- ③ 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある旨
- ④ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある旨

4 工事費内訳書の提出方法

対象工事の全ての入札参加者に対して第1回の入札の際に提出させるものとする。

5 工事費内訳書の提出の確認

第1回の入札において工事費内訳書の提出を求める。その際、工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる。

6 入札後の工事費内訳書の取扱い

入札後、入札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに入札手続を開始したものについては、なお従前の例による。